別紙１

久留米市地域包括支援センター運営業務仕様書

１　委託業務名

久留米市地域包括支援センター運営業務

２　委託目的

久留米市地域包括支援センター運営業務において、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための質の担保を目的とし、次のとおり適切、公正、中立かつ効率的に実施するものとする。

３　委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

４　業務内容等

⑴ 委託方針

受託者は、「介護保険法第１１５条の４６第３項」の規定により地域包括支援センターを設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に、また適切、公正、中立かつ効率的に実施するものとする。

⑵ 委託業務内容

「地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)」、「地域包括支援センター運営マニュアル（一般社団法人長寿社会開発センター作成)」を基本として、以下の業務を行うこと。

また、事務の遂行にあたっては、本市が提供する地域包括支援センターシステム及びPC機器を使用すること。ただし、指定介護予防支援業務にかかるシステムについては除く。

ア 第１号介護予防支援業務

「介護保険法施行規則第１４０条の６２の４第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号)」で規定される基本チェックリストに該当する者に対して、介護予防及び自立支援の視点を踏まえ、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手

帳の活用について（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）」を参考とすること。

イ 包括的支援業務

包括的支援業務を以下のとおり行うものとする。

（ア）総合相談支援業務

支援に活用できる社会資源の情報を収集し、被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。

業務の内容としては、初期段階での相談支援及び継続的・専門的な相談支援やネットワークの構築、地域の状況の実態把握等を行い、地域の高齢者等の福祉の増進を図るほか、高齢者が要支援・要介護状態となることを防ぐ又は遅らせるため、民生委員、地域住民や高齢者団体（老人クラブ・サロン・自主グループ等）などからの相談、基本チェックリストなどから、生活不活発等により何らかの支援を要する方々を早期に把握し、介護予防事業や通いの場などの様々な社会参加の場に繋げる。

（イ）権利擁護支援業務

介護支援専門員や民生委員、地域の住民等の支援だけでは十分に解決できない又は適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者や身寄りのない高齢者等が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の希望や意思を尊重した支援を行う。業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用や専門職、関係機関・団体、地域住民などが連携したチーム支援などを行う。

（ウ）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において多職種相互の協働等による連携を図るとともに、第１号介護予防支援、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

業務の内容としては、地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言等を行う。更に、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々なインフォーマルな取組を活用できるように、地域の活動団体の把握を行い地域との連携・協力体制を整備する。

（エ）認知症総合支援業務

認知症に関する相談に対応し、症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスにつなぐとともに、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを行う。

業務の内容としては、初期集中支援チームと連携した支援や認知症サポーター養成講座の開催、オレンジ協力隊養成講座への実施協力、認知症カフェとの連携した支援などに取り組む。

また、若年性認知症の人やその家族等からの相談に応じ、鑑別診断を含む専門医療や保健・医療・福祉サービスの情報提供や利用調整等の支援、関係機関等と連携した就労の継続の支援や居場所づくりの支援、家族支援などを行う。

（認知症地域支援推進業務）

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症総合支援業務と連動して、医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

ウ 地域ケア会議業務

各地域包括支援センター担当圏域内において、地域ケア会議を適切に開催し、高齢者等に関する個別課題や地域課題の解決を図る。また、医療、介護等の専門職や民生委員をはじめ身近な地域住民等の地域ケア会議への参加を促進し、高齢者が住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支えることができるよう多様な主体が連携したチーム支援の形成を図る。さらに各分野で行われている外部の会議体を活用するなどして地域ケア会議専門部会で検討すべき地域課題を共有し、政策形成に向けて協力する。

エ 介護予防活動

地域における介護予防の取り組みが推進されるよう、介護予防に係る地域課題を高齢者個人や地域団体等への支援を通じて把握し、自主的に介護予防に取り組む意識の形成を図れるよう、様々な手法を活用しながら地域づくりを推進していく。

具体的には、地域の自主活動グループ等が継続して活動するための活動支援や、外出機会が少ない傾向にある高齢者に様々な社会参加ができる場を紹介するなど、多様な地域資源のインフォーマルな取組との連携を図りながら、介護予防や生きがいづくりを促進する取り組みを行う。

オ 地域包括支援センター連携業務

地域包括支援センターの行政、職能団体、医療・介護サービス事業者等との総合調整等を行う。

カ 指定介護予防支援業務

地域包括支援センターは、アの他、指定介護予防支援事業所の指定を受け、居宅要支援被保険者に係る指定介護予防支援業務（介護保険法第８条の２第１６項、介護保険法

第１１５条の２２)を行う。

なお、業務の実施に当たっては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号)」を遵守すること。

キ 地域包括支援センター評価の実施・協力

地域包括支援センターの運営の公正･中立性及び活動状況等の自己評価を行うとともに、他の市町村との比較実証を行い、その結果等の資料を、本市の指定する期日までに提出する。

ク 重層的支援体制整備事業への対応

改正社会福祉法第１０６条の４（令和３年４月施行）の規定により、本市が推進する重層的支援体制整備事業に協力するとともに、その実施にあたっては、以下の項目に留意し、相談支援の手法の検討や他の相談支援機関等との連携強化を図り、複合化・複雑化した個別課題の解決を図る。

（ア）地域住民の相談を包括的に受け止める。

（イ）解決が困難な事例については、他機関と連携して対応するほか、必要に応じて適切な相談支援機関へつなぐ。

（ウ）重層的支援会議及び支援会議に参加し、相談支援機関等と連携・協力しながら個別支援計画等の妥当性や方向性を協議し、解決に向けて取り組む。

（エ）公的支援と地域の様々なインフォーマルな活動を組み合わせて、高齢者の希望を尊重した支援に取り組む。

(3) 職員配置

受託者は、次のとおり常勤専従の職員を配置する。

ア 各地域包括支援センターへの職員の配置要件は、以下の(ア)～(エ)とする。

（ア）保健師または地域ケア、地域保健等に関する経験、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する看護師…１名以上

（イ）社会福祉士…１名以上

（ウ）主任介護支援専門員…１名以上

（エ）認知症地域支援推進員（以下、「認知症推進員」という。）…５名以上
（包括圏域ごとに１名以上）

（オ）事務職員…４名（全地域包括支援センター一括で配置するものとする。）

ただし、３職種（(ア)、(イ)、(ウ)）の配置については、各種事業の質を担保した上で、（８）記載の５つの包括圏域ごとに合算して配置することも可能とする。その場合は、各センターに３職種のうち２職種以上の常勤専従の職員を配置すること。

イ ア（エ）については、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する保健師または地域ケア、地域保健等に関する経験かつ高齢者等に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員のいずれかを配置する

ものとし、主体的に認知症地域支援推進業務を担うものとする。

ウ 各地域包括支援センターに、現場責任者（地域包括支援センター長等）１名を選任する。

エ　地域包括支援センター１１カ所の職員の配置数は、下表に示す職員数を基本とする。総配置職員数は毎月末の配置人員の年間平均数とする。

ただし、委託料の範囲内において下表を上回る職員数を配置することは差し支えない。

職員が退職等で下表の職員数を満たさない状況（欠員）となった場合の対応については以下のとおりとし、欠員を解消するまでは当該職員が行っていた業務は他の職員で分担して行い、遅滞なく業務を遂行すること。

（ア）産休・育休取得時の欠員

代替要員を募集して対処する。

（イ）退職による欠員

職員に対して定期的な面談を行うことで次年度の退職希望者を早めに把握し、欠員が予想される場合には随時募集を行う。

（ウ）　非常勤職員の配置

（ア）、（イ）等の欠員に対して、非常勤職員を配置する場合は、事前に市と協議のうえ配置するものとし、常勤換算により、常勤配置数とみなす。

（常勤換算数の算定方法について）

常勤換算数＝非常勤職員の月間勤務時間数÷常勤職員が勤務すべき月間勤務時間数

※常勤換算数は小数点第２位を四捨五入して算出する。

職員配置数（基本数）

年度	三職種	（内、認知症地域支援推進員）	事務職員
令和９年度	７１名	５名	４名
令和１０年度	７２名	５名	４名
令和１１年度	７３名	５名	４名

＊「三職種」とは、ア(ア)(イ)(ウ)のことである。

＊ 職員配置数には、非常勤職員の常勤換算を含む。

オ 各地域包括支援センターの具体的な職員配置は、受託者が行うものとする。

ただし、ア(ア)(イ)(ウ)の職員については、「久留米市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例（平成 26 年 3 月 27 日久留米市条例第 10 号)」を遵守するものとする。

カ 指定介護予防支援業務（介護保険法第８条の２第１６項）に従事する職員については、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 」第２条を遵守できる相当数配置するものとする。

(4) 業務実績の検証・評価

業務の履行状況を確認するため、本業務仕様書及び久留米市地域包括支援センター運営方針等を踏まえ、年度ごとの評価指標及び目標値を、地域包括支援センター運営に関する業協議会に諮ったうえで前年度末に示す。

受託者は、業務実績の報告書を５月までに市に提出するものとし、地域包括支援センター運営に関する協議会において当該年度の業務実績評価を行う。

(5) 指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務の給付管理

ア 原則

受託者は、指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務については、それぞれの業務に従事する職員を、その報酬をもって充てることを原則とする。

イ 地域包括支援センター運営業務への影響の対応

受託者は、地域包括支援センター運営業務に従事する職員（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）が行う指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務については、その業務量が、地域包括支援センター運営業務に影響を及ぼすことから、その影響が多大にならない対応策を講じる。

ウ 給付管理件数の市への報告

受託者は、職員ごとの給付管理件数を、本市に報告するものとする。

(6) 地域包括支援センターの運営の留意事項

ア 地域包括支援センター業務にあたっては、中立性・公平性を確保し、公正かつ適切な業務の運営を図ること。

イ 地域における福祉の拠点として、地域の様々な社会資源を把握し、関係団体・組織等と連携するなど、地域包括ケア体制の構築を図ること。

ウ 安定的な人材の確保に努めること。

エ 職員は、包括的に高齢者等を支えているという意識を常に持つこと。

オ 職員の異動や離職を最小限に抑える努力をし、利用者や地域への影響を防ぐ配慮を行うこと。

カ 職員の業務知識の向上や人権意識の醸成を図るため、必要な研修を実施すること。

キ 国の動向（特に地域共生社会づくりや重層的支援体制整備）に注視しながら、本市の事業に協力すること。

(7) 指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務の委託

地域包括支援センターは、指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

ただし、委託にあたっては、 次の点に留意して行うこと。

（ア）公正・中立性を確保する観点から、委託先の基準について地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえること。

（イ）指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合においては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第３０条に規定する指定介護予防支援のケアマネジメントや「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年6月5日老振発0605 第1号厚生労働省老健局振興課長通知）」に規定される第１号介護予防支援のケアマネジメントが一体的に行われるよう配慮すること。

（ウ）業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。

（エ）指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務にかかる責任の主体は地域包括支援センター運営業務を受託した事業者であり、指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務の委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画及び第１号介護予防支援業務におけるケアプランの原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の方針等を決定すること。

（オ）指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務にかかる委託料については、介護予防サービス計画費及び第１号介護予防支援業務におけるケアプラン委託料、指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、指定居宅介護支援事業所との契約において設定する。

(8) 業務履行場所及び担当する日常生活圏域

ア 地域包括支援センターの業務履行場所及び日常生活圏域

地域包括支援センターの業務履行場所及び日常生活圏域については、下表のとおりとする。

包括圏域	地域包括支援センター	業務履行場所（住所）	担当する日常生活圏域（小学校区）
中央	久留米中央地域包括支援センター	東町３２－２	B圏域（荘島、篠山、日吉、南薫、長門石）
	久留米中央第２地域包括支援センター	原古賀町３０－１ IKEDAビル１階	D圏域（京町、鳥飼、金丸）
	久留米中央第３地域包括支援センター	諏訪野町１９０３－６ えーるピア久留米敷地内	A圏域（西国分、東国分）
東	久留米東地域包括支援センター	山本町豊田１４９９－２１ 久留米市東部地域高齢者ケアステーション１階	K圏域（山川、山本、草野、善導寺（大橋を含む））
	久留米東第２地域包括支援センター	田主丸町田主丸４５９－１１ 田主丸総合支所１階	H圏域（船越、水分、柴刈、川会、竹野、水縄、田主丸）
西	久留米西地域包括支援センター	三潴町玉満２７７９－１ 三潴総合支所２階	I　圏域（城島（下田、浮島、青木、江上を含む）、犬塚、三潴、西牟田）
	久留米西第２地域包括支援センター	大善寺南２－１０―８市営大善寺団地№８棟１階	J圏域（荒木、安武、大善寺）
南	久留米南地域包括支援センター	上津１－１３－２２ 南部保健センター	F圏域（上津、高良内（青峰を含む））
	久留米南第２地域包括支援センター	南１－８－１ 教育センター１階	C圏域（南、津福）
北	久留米北地域包括支援センター	北野町中３２５３ コスモすまいる北野	G圏域（小森野、宮ノ陣、北野、弓削、大城、金島）
	久留米北第２地域包括支援センター	東合川５－８－５ 地場産くるめ２階	E圏域（御井、合川）

イ 業務履行場所や名称の変更

地域包括支援センターの業務履行場所や名称については、変更することがある。なお、変更する場合については、受託者は協力するものとする。

(9) 地域包括支援センターの運営に関する協議会

地域包括支援センターは、本市が設置する地域包括支援センターの運営に関する協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するとともに、速やかに対処できる体制を構築すること（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第１４０条の６６第２号ロ）。

(10) その他

ア 包括的支援事業の実施における留意事項

包括的支援事業の実施に当たっては、最新の「地域包括支援センター運営マニュアル」のほか、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）」などに従い、事業の充実に努めること。

イ 高齢者等支援に関する業務委託

地域包括支援センター運営業務を受託した事業者については、高齢者等支援に関する別の業務委託を依頼することがあり得る。その場合は、別途本市と協議を行うものとする。

５ 実施体制等

⑴ 事務所等

ア 事務所について

地域包括支援センターには、本市が事務室及び相談室等を配置する。

イ 本市が配備する備品

地域包括支援センター運営業務を履行する事務所にかかる経費のうち、本市が配備する備品は、別紙「久留米市地域包括支援センター運営事業において本市が配備する備品一覧」のとおりとし、受託者はこの備品については、正常に保管し、適正に管理するものとする。ただし、受託者が自らの費用負担で設置することを妨げない。

ウ 本市が負担する費用

地域包括支援センター運営業務を履行する事務所にかかる経費のうち、本市が負担する費用は、別紙「久留米市地域包括支援センター運営事業において本市が負担する費目一覧及び費用負担のリスク分担一覧」のとおりとし、この一覧にないものは受託者負担とする。ただし、本市が負担すべき費用であっても、受託者自らの費用負担を妨げない。

エ パソコン等

地域包括支援センター運営業務にかかるパソコン及びプリンタは本市で設置し、設置等に要する経費及び設置後の回線の接続・使用に必要な費用については、本市が負担する。ただし、受託者が自らの費用負担で設置することは妨げない。

なお、本市が設置したシステムに接続はできないものとする。

オ 広報活動

地域包括支援センター業務や関連する高齢者福祉に関する周知・啓発について、チラシ、広報紙及びホームページなどの多様な媒体を活用し効果的な広報活動を行うものとする。

⑵ 開設時間及び休日・夜間等の対応について

原則として、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）及び祝日を除く、月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時１５分とする。

また、休日・夜間等の対応については地域包括支援センターを開設していない時間帯についても、緊急時の連絡先を明確にし、電話の転送や取り次ぎ等により緊急時の対応が可能な体制を確保する。

高齢者等の家族等相談者の利便性への配慮から、受託者の判断により、開設時間を超えて開設することも可能とする。

６　委託業務実施報告書等の提出

運営及び事業報告は、以下のとおりとする。

(1) 月次報告

地域包括支援センターごとに、処遇困難事例や地域の課題、業務遂行上の課題などを明らかにして、月次の活動実績及び事業実績（職員配置人員（常勤、非常勤）を含む）の報告書を提出する。

(2) 年次報告

委託契約書、仕様書に基づく運営および業務報告として、事業終了後速やかに報告する。報告に際しては、相談件数や取扱件数等について、総括表（全地域包括支援センター分）及び、市が示す評価指標及び目標値にかかる業務実績報告書を提出する。

７　会計の区分

受託者は当該業務委託、指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務、それ以外の事業に、会計を区分して収支を明らかにする。

会計区分が困難なものについては、実態に応じて案分等を行う。

８　記録の整備

地域包括支援センターの業務に関連する事項（会議、研修参加、事業実施、経理・人事等）に関しては記録を整備して、本市の求めがある場合は、迅速に報告提出等を行う。

９　要望・苦情の解決

市民等からの要望や苦情については、受託者はマニュアル等を整備し解決を図ること。

10　法令の遵守

(1) 受託者は、事業を実施するにあたり、関係法令を遵守すること。

(2) 特に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号)」を遵守するとともに、本市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

11　事故発生時の対応等

受託者は、業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するため必要な措置を講ずるとともに、市に速やかに報告すること。なお、事故の発生による損害に係る一切の責任は、市に責任がある場合を除き、全て受託者が負うものとする。

12　リスク分担

運営におけるリスク分担については、別紙「久留米市地域包括支援センター運営事業において本市が負担する費目一覧及び費用負担のリスク分担一覧」のとおりとする。受託者は、損害賠償保険への加入等を行い、リスクに対し適切に対応し混乱を防止し、円滑な運営管理を行うこと。

13　守秘義務

受託者は、本業務を履行するうえで知り得た情報に関して、次の事項を遵守すること。

ア 委託業務を行うに当たっては、情報セキュリティ対策を実施しなければならない。また、従業員に周知徹底させなければならない。

イ 本業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。

ウ 受注者の従業員及び従業員であった者は、本業務の履行に関して知り得た情報を契約期間中、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏らしてはならない。

14 その他

(1)自然災害や感染症等が発生した場合においても、業務が継続して遂行できるよう体制を整備すること。

(2)その他必要な事項及びこの仕様書に定めのない事項は、本市と受託者の協議のうえ決定する。